

監査報告書

令和3年5月20日

学校法人大阪経理経済学園
理事会 御中

学校法人大阪経理経済学園

監事 市橋 秀友

監事 池田 良穂

私たちは、学校法人大阪経理経済学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて同学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表）を含め、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当法人が別途保管しております。

監査報告書

令和3年5月20日

学校法人大阪経理経済学園
評議員会 御中

学校法人大阪経理経済学園

監事 市橋 秀友

監事 池田 良穂

私たちは、学校法人大阪経理経済学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて同学園の令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)における財産目録及び計算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表)を含め、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当法人が別途保管しております。